農山漁村女性活躍表彰開催要領

１．目的

農林水産業に従事する女性は、農山漁村を支え、農山漁村生活の充実と６次産業化をはじめとした地域経済の活性化に重要な役割を果たしており、その能力が一層発揮されるよう支援していくことが必要である。

また、女性の役割の重要性が高まっている中、地域社会や農林水産業経営や政策・方針決定過程への女性の参画状況、関係組織への登用状況は、いまだ十分でないことから、さらなる参画の拡大を促進するとともに、女性農林水産業経営者の能力を最大限に活かし活躍してもらえるよう環境を整備し、次世代リーダーとして農山漁村を引っ張る女性を増やしていくことを通じ、農林水産業の発展を図ることが必要である。

このため、農林水産業及び農山漁村の活性化や農林水産業経営や政策・方針決定への女性の参画推進、次世代リーダーとなりうる若手女性の農林水産業への参入、地域の子育て支援など女性活躍推進のために積極的に活動している個人又は団体を表彰するとともに、表彰された者と女性活躍を応援する企業・団体とが連携した活動を促し、発信することにより、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりの推進に資するものとする。

２．主催団体等

主催：農山漁村男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）

後援：農林水産省

全国農業協同組合中央会、全国森林組合連合会、

一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会

３．開催期日等

協議会会長は、毎年度別に定めるところにより、募集、表彰審査会及び表彰式を開催する。

４．表彰の種類

最優秀賞（農林水産大臣の賞状（女性地域社会参画部門（個人）、女性地域社会参画部門（組織）、女性登用・組織参画部門、女性優良ビジネス部門、女性新規事業・若手チャレンジ部門、女性活躍応援・次世代育成支援部門、各部門１点合計６点））

優秀賞（農林水産省経営局長（女性地域社会参画部門（個人）、女性地域社会参画部門（組織）、女性登用・参画部門、女性優良ビジネス部門、女性新規事業・若手チャレンジ部門女性活躍応援・次世代育成支援部門、各部門１点合計６点）、林野庁長官（１点）、水産庁長官（１点）

優良賞（全国森林組合連合会長（１点）、全国漁業協同組合連合会長（１点）、全国農業協同組合中央会長（１点）、大日本水産会長（１点）、農山漁村男女共同参画推進協議会長（各部門１点以上））

特別賞（１点）

５．参加個人又は団体の資格

以下の部門に沿った活動を積極的に行っている、個人又は団体。

また、（１）から（６）のいずれかに応募するものとし、同一の活動内容で複数部門に応募することはできないものとする。

６．部門

（１）女性地域社会参画部門（個人）

地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期に渡り積極的に実施している個人（女性）の取組

・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
・その他、女性の地域社会参画に向けて取り組む諸活動

（２）女性地域社会参画部門　（組織）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期に渡り積極的に実施している組織・団体等の取組

・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
・その他、女性の地域社会参画に向けて取り組む諸活動

（３）女性登用・組織参画部門

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、積極的に役員等への女性の登用や育成、その他の女性の活躍推進に取り組む個人（性別不問）や団体・組織（農業協同組合、土地改良区、JA女性組織協議会、農業委員会（農地利用最適化推進委員への女性登用の取組を含む。）、森林組合、漁業協同組合、女性組織、その他団体・組織）の取組。

（４）女性優良ビジネス部門

女性が農業、林業又は水産業の経営の中核を担い、経済的・社会的に優れた成果をあげている個人（女性）又は団体・組織の取組（必ずしも女性が農地法・会社法等上の代表である必要はない。）。

（５）女性新規事業・チャレンジ部門

女性ならではのアイディアに基づく新規事業の実施や自身の経営・活動のステップアップに向けて挑戦する概ね５年以内の個人（女性）又は団体・組織の取組。団体・組織にあっては、構成員に女性が含まれているものとする。

・他産業で培った知識や経験を活かして取り組む起業や地域活動
・これまで女性が携わることの少ない、あるいは携わることがなかった経営技術等の習得などによる積極的な経営参画活動
・地域の農林水産業をリードすることが期待される若手女性の取組
・その他、農林水産業の発展や地域の振興・活性化に向けて取り組む諸活動　等

（６）女性活躍応援・次世代育成支援部門

農林水産分野における女性の新規就業や活躍を応援・支援する個人（性別不問）や団体・組織（行政機関を含む。）の取組。

・女性の新規就業に関する研修等各種支援
・女性の経営参画に向けた各種支援
・女性の経営力向上に向けた研修等の実施
・女性が働きやすい環境の整備（農業経営体における女性が働きやすい就業条件や施設・設備の整備の取組を含む。）
・女性活躍に向けた気運醸成や、性別等に関するバイアス（思い込み）の解消に資する取組　等

※推薦した部門以外での表彰がふさわしいと判断された場合には、当該部門での表彰となる場合がある。

７．特別賞について

（１）～（６）で推薦を受けた中から、農林漁業を通じた地域活性化や女性農林漁業者の育成に資する取り組み等を選出することができる。

８．推薦の手続きとその内容

（１）推薦対象

都道府県、市町村（都道府県経由で推薦。以下同じ。）及び全国もしくは都道府県の農林水産関係団体（農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、農業会議等。以下「都道府県農林水産関係団体」という。）は、各部門のテーマに即し、次の要件を参考に優秀と認められる個人又は団体を推薦する。また、個人又は団体による自薦も可とする。ただし、自薦の場合も応募者の取組をよく知る個人又は団体からの推薦理由書を提出する。

（２）推薦要件

① 活動内容

ア　活動内容が、農林漁業・農山漁村生活の充実と発展を目指すものであり、また、農山漁村における男女共同参画の推進のため、具体的な課題や目標をもって活動し、その実績が顕

著であること。

イ 実践されている課題や目標に関する技術が科学性、創造性、普遍性をもつものであること。

② 運営

活動が安定的に経過しており、かつ、その活動の成果が現れていること。

③ 波及効果・その他の効果

活動が継続的になされ、農林水産業及び地域の振興に寄与し、地域の先進的役割を果たし、かつ、波及効果を示す活動をしていること。

④ 今後の発展

活動の推移・現状から、今後もその活動が発展しうる可能性があること。

（３）推薦書類

都道府県、市町村及び全国もしくは都道府県農林水産関係団体の代表者及び自薦者は、実施要領で定める推薦関係書類を協議会会長宛てに提出する。

９．審査

協議会会長は、最優秀賞、優秀賞、優良賞、特別賞の候補となる個人又は団体を決定するため、農林漁業・農山漁村における女性の活動、経営・地域経済に知見を有する学識経験者等を審査会委員に依頼し、審査会を開催する。

審査会においては、推薦のあった個人又は団体について審査基準に基づく書類審査を行い、個人又は団体活動の模範として実績顕著なものに順位をつけて選出する。必要があれば、現地調査を行うことができるものとする。

10．賞状の交付

協議会会長は、最優秀賞、優秀賞の候補を同要領の８の（２）に定める推薦関係書類及び審査会の推薦理由書を付し、農林水産省に対し賞状の交付を申請するとともに優良賞に対しては全国森林組合連合会長、大日本水産会長、全国漁業協同組合連合会長、全国農業協同組合中央会長及び協議会会長から賞状を交付する。

11. その他

本開催要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議会会長が別に定める。